

先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱

第 1 条 通則

先導的都市環境形成促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 21 日付総理府・建設省令第 9 号）及び先導的都市環境形成促進事業制度要綱（平成 20 年 4 月 1 日付国都市第 491 号。以下「制度要綱」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 条 目的

補助金は、制度要綱に基づき実施される先導的都市環境形成促進事業（以下「補助事業」という。）を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

第 3 条 補助対象

補助金の交付の対象は、制度要綱第 5 条に定める地方公共団体等が行う次の各号に掲げる事業の実施に要する経費とする。

一 計画策定支援

制度要綱第 3 条に定める先導的都市環境形成計画又は制度要綱第 4 条に定める先導的都市環境形成促進モデル事業計画の策定に要する経費（先導的都市環境形成計画又は先導的都市環境形成促進モデル事業計画に必要な調査等を含む。）。

二 コーディネート支援

都市環境対策の実施に向け、行政、民間事業者、土地所有者、住民その他関係者の合意形成を図るために必要な、導入システム代替案の検討調査や需要予測調査等に要する経費

三 モデル事業支援

イ エネルギー分野

（ア）先導的な都市環境対策としてモデル的に実施する、未利用・再生可能エネルギーを活用し、地区・街区単位でエネルギーの面的利用を図る事業の実施のために必要な施設の整備（熱の面的利用を図るための熱導管、熱交換器及び蓄熱施設その他の付帯施設の整備等）に要する経費

（イ）都市開発に合わせて融通（建物間のエネルギー融通）、省エネ（建物の環境性能の向上）、創エネ（未利用・再生可能エネルギーの導入）を一体的に行う事業の実施のために必要な施設の整備（エネルギー供給施設・ネットワーク、マネジメントシステム及び関連施設の整備等）に要する経費（建築物支援は除く。）

(ウ) モデル事業に関するシステム構築に対する調査・評価等を実施する事業に要する経費

(エ) モデル事業における必要な費用の交付に関する事務事業に要する経費

ロ 交通分野

(ア) 自動車流入を抑制する街区づくりに要する経費

(イ) 環境負荷の低減に資する都市内の交通手段の導入に要する経費

ハ みどり分野

屋上・人工地盤緑化、鉄軌道施設緑化等都市の環境を改善する、公共・公益的施設や公開性を有するものにおける先導的な緑化の取組みに要する経費

四 技術開発支援

緑化が困難な空間の緑化、維持管理の低コスト化及び都市環境の改善に高い効果を発揮する緑化に関する、先進的な緑化技術開発（効果の検証、実用化手法の確立までを含む。）に要する経費

第4条 補助金の額

- 1 前条のうち、第一号及び第二号に掲げる事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が実施する事業にあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内とし、地方公共団体以外の者が実施する事業にあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費（事務費を含む。）について、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する経費の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する経費の3分の1以内とする。
- 2 前条のうち、第三号イの（ア）及び（イ）並びにロに掲げる事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が実施する事業にあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内とし、民間事業者等が実施する事業にあつては、事業の実施に要する経費の23.0%の2分の1以内とする。また、地方公共団体以外の者が実施する事業にあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の23.0%について、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する経費の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する経費の3分の1以内とする。
- 3 前条のうち、第三号ハに掲げる事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が実施する事業にあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内とする。また、地方公共団体以外の者が実施する事業にあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費について、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する経費の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する経費の3分の1以内とする。
- 4 第2項の補助金の交付額の総額は、先導的都市環境形成促進モデル事業計画あたり5億円（前

条第三号イの（イ）に掲げる事業については事業計画あたり20億円）を上限とする。

5 前条のうち、第三号イの（ウ）に掲げる事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費（事務費を含む。）を補助する。

6 前条のうち、第三号イの（エ）に掲げる事業についての補助金の額は、次に掲げる額の合計とする。

一 前条第三号イの（ア）及び（イ）に掲げる事業に要する費用を交付するための費用

二 事務費

前条第三号イの（ア）及び（イ）に掲げる事業に係る事務事業の実施に必要な事務費として、前条第三号イの（ア）及び（イ）に掲げる事業に要する費用の0.1%から3.0%までの範囲内において大臣が定める率を乗じて得た額とする。ただし、この率によることが著しく不適當である場合には、この率によらないことができる。

7 前条のうち、第四号に掲げる事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費（事務費を含む。）の2分の1以内とする。

第5条 補助の期間

第3条第四号に掲げる事業については、本要綱に基づき補助金の交付を受けることができる期間は、一の技術開発につき3年を限度とする。

第6条 補助金交付の申請

1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式-1による申請書を国土交通大臣（以下「大臣」という。）あてに申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。

2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、様式-2の進達書に補助事業者よりの前項の申請書を添え大臣に提出しなければならない。

第7条 交付決定の通知

1 大臣は、前条の規定による申請書の進達があったときは、交付の決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式-3により補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付することができる。

第8条 申請の取下げ

補助事業者は、法第9条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式-4による申出書を、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

第9条 事業変更の承認等

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするときは、あらかじめ様式-5による申請書を、第6条第1項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式-6による申請書を、第6条第1項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の軽微な変更とは、次の各号に定めるもののうち、補助金の交付決定額の変更を生じないものとする。
 - 一 第3条第1項第一号及び第二号の経費の間の流用
 - 二 第3条第1項第三号の経費において、費目間の流用で、流用先の経費の三割（当該流用先の経費の三割に相当する金額が三百万円以下であるときは三百万円）以内の変更となるもの
 - 三 補助事業の内容を著しく変更するもの（第3条第1項第三号に係る事業については、施行箇所、構造、工法及び規模の変更のうち、工事の重要な部分に関するもの並びに補助金の交付決定の基礎となった設計に基づく工事の程度を著しく変更するもの）以外のもの
 - 四 第3条第四号の経費において、技術開発を実施する者（主任技術開発者を除く）の所属、役職又は担当事項の変更
- 4 所管地方整備局長等は、第6条第2項の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式-7による進達書を提出しなければならない。
- 5 大臣は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ決定の内容を変更し、又は条件を付加することができる。
- 6 所管地方整備局長等は、大臣により前項の変更等を行った場合は、様式-8により補助事業者へ通知するものとする。

第10条 補助事業の完了予定期日の変更

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、様式-9により速やかに報告書を、第6条第1項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。但し、補助金の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後6ヶ月以内であるものの変更を

しようとするときは、この限りでない。

- 2 所管地方整備局長等は、第6条第2項の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式-10による進達書を提出しなければならない。

第11条 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、所管地方整備局長等の指示があったときは、速やかに様式-11による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

第12条 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、様式-12による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 補助事業の交付決定に係る国の会計年度が終了したときは、当該交付決定の所属会計年度の翌年度の4月30日までに、様式-13による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 3 補助事業における残存物件等の取扱いについては、令第4条の規定、「補助事業等における残存物件等の取扱いについて」（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号）、「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和45年5月1日付け建設省計発第131号）及び「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和35年1月7日付け建設省計発第7号）により取扱うものとする。
- 4 補助事業の完了に伴う残存物件の処理については、精算納付、継続使用とも補助金の額の確定と同時に処理するので、残存物件を継続使用する場合の継続物件継続使用承認申請書は別途提出することなく、第1項の実績報告書の提出により申請がなされたものとする。
- 5 所管地方整備局長等は、第1項及び第2項の実績報告書を受理したときは、様式-14により大臣に報告しなければならない。
- 6 第3条第四号に掲げる事業については、第1項の実績報告書には、様式-15による技術開発報告書を添えなければならない。
- 7 補助事業者は、第3条第四号に掲げる補助事業の全部が完了したときは、第1項の実績報告書のほかに、速やかに様式-16による総合技術開発報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 8 大臣又は地方整備局長等は、第6項の技術開発報告書又は前項の総合技術開発報告書の全部又は一部を公表できるものとする。

第13条 刊行等の報告

- 1 第3条第四号に掲げる事業については、補助事業者は、補助事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、補助金による技術開発の成果である旨を明記しなければならない。
- 2 第3条第四号に掲げる事業については、補助事業者は、補助事業の完了後5年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、様式-17にその刊行物又はその別刷一部を添えて、その旨を地方整備局長等に報告しなければならない。

第14条 補助金の額の確定等

- 1 所管地方整備局長等は、第12条第1項の報告を受けた場合には、第12条第1項の実績報告書の書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認を受けた内容)及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは、様式-18により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式-19により大臣に報告しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を様式-20により命ずるものとし、前項に併せ様式-19により大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第15条 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了(大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。)後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定したときには、様式-21により消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、大臣に報告しなければならない。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、前条第3項を準用する。

第16条 交付の決定の取消等

- 1 大臣は、第9条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
 - 一 補助事業者が、令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣又は所管地方整備局長等の処分若しくは指示に違反した場合

- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
 - 四 その他補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式-22により命ずるものとし、様式-23により大臣に報告しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項を準用する。

第17条 財産処分の制限

- 1 補助事業者が法第22条の規定に基づく財産処分を行うときは、様式-24による申請書を所管地方整備局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の承認に当たり、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すものとする。
- 3 補助事業者が間接補助金の交付決定において、間接補助事業者が間接補助事業により取得等した財産を処分するときは補助事業者の承認を受けべき旨の間接補助条件を付した場合であって、間接補助事業者の財産処分の承認に当たり、返納金の納付を条件とした場合には、補助事業者は所管地方整備局長等に、その旨を報告するものとする。
- 4 補助事業者が間接補助事業者から前項の返納金を収納したときは、当該返納金に係る国庫補助金相当額を国庫に納付するものとする。

第18条 概算払等

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式-25による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。

第19条 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業について様式-26による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第20条 補助事業者の監督

所管地方整備局長等は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査できる。

第21条 知的財産権の譲渡

第3条第四号に掲げる事業については、補助事業者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

第22条 知的財産権に係る報告

第3条第四号に掲げる事業については、補助事業者は、補助事業者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が補助事業で得られた技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権を得た場合には、様式-27による報告書を、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を地方整備局長等に報告しなければならない。

第23条 収益納付

- 1 第3条第四号に掲げる事業については、補助事業者は、補助事業の終了した日の属する会計年度終了後1ヶ月以内及び補助事業の完了した日の翌日から5年間における毎会計年度終了後1ヶ月以内に、様式-28により、本補助事業の技術開発の成果に係る収益状況報告書を地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 地方整備局長等は、前項の提出を受け、補助事業者が本補助事業の技術開発の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

第24条 間接補助金交付の際付すべき条件

補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1条、第9条から第15条、第17条、第19条及び第21条から第23条に準ずる条件を付さなければならない。

第25条 その他

- 1 独立行政法人都市再生機構が補助事業者として実施する事業については、要綱中「地方整備局長等」を「国土交通大臣」と読み替え、地方整備局長等から大臣への進達又は報告に関する規定は適用しない。
- 2 第3条第三号イの(ウ)及び(エ)に掲げる事業については、要綱中「地方整備局長等」を「国

土交通大臣」と読み替え、地方整備局長等から大臣への進達又は報告に関する規定は適用しない。

附 則

本要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成24年9月19日から適用する。なお、この要綱施行の際、従前の要綱に基づき提出され、又は国の承認を受けた交付申請等は、なおその効力を有するものとし、補助金の交付申請（変更に限る。）に係る規定については、従前の例によることとする。

附 則

改正後の要綱は、平成25年5月15日から適用する。